

○名寄市文化芸術振興助成金交付要綱

平成27年 3 月17日 告示第1015号

改正

令和元年12月17日 告示第1026号

名寄市文化芸術振興助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、名寄市文化芸術振興条例（平成26年名寄市条例第34号）第5条第2項の規定に基づき、名寄市補助金等交付規則（平成18年名寄市規則第54号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 文化芸術の振興に寄与する活動を行う市民、文化芸術団体及び事業者（以下「市民等」という。）に対して助成することにより、市民主体の多彩な文化芸術活動の振興と発展を促進し、心豊かな人と文化を育むまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(助成の対象者)

第3条 助成金は、次の各号に該当する者に交付する。

- (1) 市内に住所及び文化芸術活動等の本拠を有する市民等
- (2) 団体にあっては、活動の本拠が市内にあり、規約、定款等を有し、かつ代表者及び役員の所在地が明らかであること。
- (3) 自ら経理及び監査をする機構を有すること。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業は、名寄市内で開催され、広く市民を対象とし、第6条に規定する助成対象経費の総額が10万円以上の文化芸術の振興に寄与すると認められるもので次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 自主的な創作発表事業
- (2) 自主的な鑑賞提供事業
- (3) 文化振興に資する講演会、研究会、展示会等の事業

2 前項の規定にかかわらず、第10条に規定する交付決定後、やむを得ない事情により、助成対象経費の総額が10万円未満となった場合には、当該事業を助成対象事業とすることができる。

(助成の対象としない事業)

第5条 市民等が実施する事業が、次の各号のいずれかに該当する事業を含むときには、

助成をしない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治的又は宗教的な普及宣伝活動を目的とする事業
- (3) 特定の会員に限定した事業
- (4) 個人的な出版及び発表に限られる事業
- (5) 名寄市等との共催事業等により、施設使用料等の免除を受ける事業、又は市から他の補助金等を受けている事業
- (6) いわゆる教授所、教室が開催する稽古ごと、習いごとのおさらい会、発表会等の事業
- (7) 主たる来場者から入場料等を徴しない事業
- (8) 事業計画書、収支予算書及びその他の添付書類により、実施の可否に疑義が生じる事業

(助成対象経費)

第6条 助成金の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 出演料、謝礼、賃金（主催団体の職員の賃金や会員の報酬は除く。）
- (2) 交通費、宿泊費
- (3) 消耗品費
- (4) 食糧費（酒類、懇親会などの飲食費を除く、出演者及び運営スタッフの弁当、茶菓代を対象とする。）
- (5) 印刷製本費
- (6) 手数料
- (7) 通信運搬費
- (8) 広告料
- (9) 委託料
- (10) 使用料及び賃借料
- (11) その他

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、助成対象経費の3分の2とする。ただし、本助成金による助成額を除いた収入額と助成対象経費の差額までとし、50万円を限度として予算の範囲内で交付する。

2 前項の収入額とは、他の補助金、入場料、広告料及びその他これらに類する収入金とする。

- 3 助成金の額は、千円単位とし、前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の制限)

第8条 同一の申請者に対する助成は、同一年度内につき1回のみとする。

- 2 市長は、申請する年度の前年度以前に助成を受けたことがある申請者について助成金額を制限することができる。
- 3 申請者の名称が異なる場合であっても、代表者、構成員、事業内容等により、市長が同一の申請者とみなす場合は、前項により取扱うものとする。

(助成金の交付の申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 文化芸術振興助成金交付申請書(別記様式第1号)
- (2) 文化芸術振興助成金事業計画書(別記様式第2号)
- (3) 文化芸術振興助成金収支予算書(別記様式第3号)
- (4) 団体等の規約及び役員、会員名簿
- (5) その他参考資料

(助成金の交付決定)

第10条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容等の適否について審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、交付決定するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定をしたときは、文化芸術振興助成金交付決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について、必要な条件を付することができる。

(申請の変更)

第11条 申請者は申請書を提出した後、計画を変更しようとするときは、文化芸術振興助成金事業変更承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、文化芸術振興助成金交付変更決定通知書(別記様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(交付の時期)

第12条 助成金の交付時期は、助成事業が申請のとおり完了したことを調査確認した後とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、当該助成事業の完了前に助

成金の全部又は一部を交付することができる。

（実績報告）

第13条 申請者は、当該助成事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （１） 文化芸術振興助成事業実績報告書（別記様式第7号）
- （２） 助成事業の成果報告書
- （３） 収支決算書
- （４） 領収書の写し、プログラム、チラシ、写真等
- （５） その他市長が必要と認める書類

（決定の取消し及び返還）

第14条 市長は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部について返還を命ずることができる。

- （１） 事業及び事業費の偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （２） 助成金を目的外に使用したとき。

（関係書類の整備）

第15条 申請者は、助成事業に係る証拠書類、帳簿等を整備しておかなければならない。

（助成事業の普及等）

第16条 申請者は、当該助成事業を実施するにあたり、その事業に係る掲示物、刊行物等に「名寄市文化芸術振興助成事業」と表示するとともに後援団体として「名寄市」と表記し、本告示の普及及び啓発に努めなければならない。

（委任）

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月17日告示第1026号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第9条関係）

別記様式第1号（第9条関係）

文化芸術振興助成金交付申請書

年 月 日

名寄市長 様

申請者 住 所

氏 名

担当者氏名

担当者連絡先

名寄市文化芸術振興助成金交付要綱第9条の規定により、事業に対する助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 助成事業の内容

2 助成事業に要する経費 円

3 助成金交付申請額 円

4 助成金交付概算払

不 要 ・ 要 年 月 円

5 概算払申請の理由（4で概算払を「要」としたときに記載してください。）

6 助成事業の着手及び完了年月日

着手年月日 年 月 日

完了年月日 年 月 日

7 添付書類

(1) 事業計画書 別添のとおり

(2) 収支予算書 別添のとおり

(3) 団体等の規約及び役員、会員名簿 別添のとおり

(4) その他参考資料 別添のとおり

別記様式第2号（第9条関係）

別記様式第2号（第9条関係）

文化芸術振興助成金事業計画書

事業名	
事業の趣旨・目的	
日時	～ 年 月 日 時 分 年 月 日 時 分
会場	所在地： 名称：
事業内容	（公演の場合：演目、主な出演者等） （展示の場合：展示作品の種類と点数の予定） ※具体的に記入してください。
実施スケジュール	※周知開始、券売開始、会場準備や撤収・片付けの予定時期など
出演（出展）者見込	人（うち、名寄市民 人）
来場者数見込	人
共催者・後援者・協賛者名（予定含む）	
市民参加性・集客性・将来性	

※上記欄に記載しきれない場合については、別紙をご利用ください。（A4判縦、形式自由）

別記様式第3号（第9条関係）

別記様式第3号（第9条関係）

文化芸術振興助成金収支予算書

事業名

収入の部

項目	金額	備考
自己財源	円	
入場料	円	
参加費	円	
関係団体からの収入	負担金	円
	寄付金	円
	協賛金	円
	売上金	円
	広告料	円
	その他	円
補助金（国、道、他）	円	
文化芸術振興助成金	円	
合計	円	

※入場料は備考欄に券種と価格、想定販売数がわかるようにご記入ください。その他の収入も内訳がわかるよう備考欄をご活用ください。

支出の部

項目	金額	備考
出演料、謝礼、賃金	円	
交通費、宿泊費	円	
消耗品費	円	
食糧費	円	
印刷製本費	円	
手数料	円	
通信運搬費	円	
広告料	円	
委託料	円	
使用料及び賃借料	円	
その他	円	
助成対象外経費	円	
合計	円	

※上記欄に記載しきれない場合については、別紙をご利用ください。（A4判縦、形式自由）

※主催団体の職員の賃金や会員の報酬、酒類、懇親会などにかかる費用は助成対象外経費です。

別記様式第4号（第10条関係）

別記様式第4号（第10条関係）

文化芸術振興助成金交付決定通知書

名寄市指令 第 号

年 月 日

住 所

氏 名 様

名寄市長

年 月 日付けで申請のあった について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 助成事業に要する経費及び助成金交付決定額は、次のとおりとする。

(1) 助成事業に要する経費 円

(2) 助成金交付決定額 円

2 助成金の交付予定時期は、

☐ (完了後払のとき) 助成事業の完了後に交付する。

☐ (概算払のとき) 次のとおり交付する。

ア (期) 年 月 円

イ (期) 年 月 円

※ 該当する欄の□にチェックを入れ、概算払のときはア、イに必要な事項を記載する。

3 助成金交付条件は、次のとおりとする。

(1) この目的以外に使用しないこと。

(2) 助成事業の内容又は助成事業に要する経費を変更しようとするときは、文化芸術振興助成金事業変更承認申請書(別記様式第5号)を提出すること。

(3) 事業終了後、速やかに文化芸術振興助成事業実績報告書(別記様式第7号)を提出すること。

(4) 必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

(5) この助成事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理して助成事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存し、報告を求められたときは、提出する義務がある。

(6) 助成金交付条件に違反したとき又は不正行為がなされたときは、この助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命じることがある。

別記様式第5号（第11条関係）

別記様式第5号（第11条関係）

文化芸術振興助成金事業変更承認申請書

年 月 日

名寄市長 様

申請者 住 所

氏 名

担当者氏名

担当者連絡先

年 月 日付け名寄市指令 第 号により助成金の交付決定を受けた助成事業について、次のとおりその事業内容等を変更したいので、名寄市文化芸術振興助成金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 変更内容

3 変更前の助成事業に要する経費及び助成金交付決定額

- | | |
|----------------|----|
| (1) 助成事業に要する経費 | 円 |
| (2) 助成金交付決定額 | 円 |
| （うち概算払領収済額 | 円） |

4 変更後の助成事業に要する経費及び助成金交付決定額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 助成事業に要する経費 | 円 |
| (2) 助成金交付決定額 | 円 |

5 添付書類

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 変更事業計画書 | 別添のとおり |
| (2) 変更後の収支予算書 | 別添のとおり |
| (3) その他参考資料 | 別添のとおり |

別記様式第6号（第11条関係）

別記様式第6号（第11条関係）

文化芸術振興助成金交付変更決定通知書

名寄市指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

名寄市長

年 月 日付けで申請のあった文化芸術振興助成金事業変更承認申請書について、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 変更内容
- 3 変更前の助成事業に要する経費及び助成金交付決定額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 助成事業に要する経費 | 円 |
| (2) 助成金交付決定額 | 円 |

- 4 変更後の助成事業に要する経費及び助成金交付決定額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 助成事業に要する経費 | 円 |
| (2) 助成金交付決定額 | 円 |

- 5 助成金の交付予定時期は、

☐ (完了後払のとき) 助成事業の完了後に交付する。

☐ (概算払のとき) 次のとおり交付する。

ア (期) 年 月 円

イ (期) 年 月 円

※ 該当する欄の□にチェックを入れ、概算払の場合はア、イに必要事項を記載する。

- 6 交付変更決定後においても、文化芸術振興助成金交付決定通知書(年 月 日付け 名寄市指令 第 号)の助成金交付条件を遵守すること。

別記様式第7号（第13条関係）

別記様式第7号（第13条関係）

文化芸術振興助成事業実績報告書

年 月 日

名寄市長 様

申請者 住 所
氏 名
担当者氏名
担当者連絡先

年 月 日付け名寄市指令 第 号により助成金の交付を受けた助成事業について、名寄市文化芸術振興助成金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて実績報告をします。

記

1 助成事業名

2 助成金交付金額

3 助成事業の着手及び完了年月日

着手年月日 年 月 日

完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 助成事業の成果報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他参考資料